

地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業

事業実施者 公募要領

令和2年9月

厚生労働省医政局総務課

地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業 事業実施者公募要領

1. 背景

我が国では、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）において、2020年に4,000万人、2030年には6,000万人の訪日外国人旅行者数を目標として観光先進国の実現を目指している。2018年には、訪日外国人旅行者数は3,119万人と著しく増加しており、今後、更なる訪日外国人の増加が見込まれる。

このような中、健康・医療戦略推進本部のもとに設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」が取りまとめられ、現在、関係府省庁が連携して取組を進めている。

また、平成31年4月からの新たな外国人材の受入れ制度の開始に伴い、在留外国人が日本各地において医療を受けることが予想されるため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）に基づき、全ての居住権において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしている。

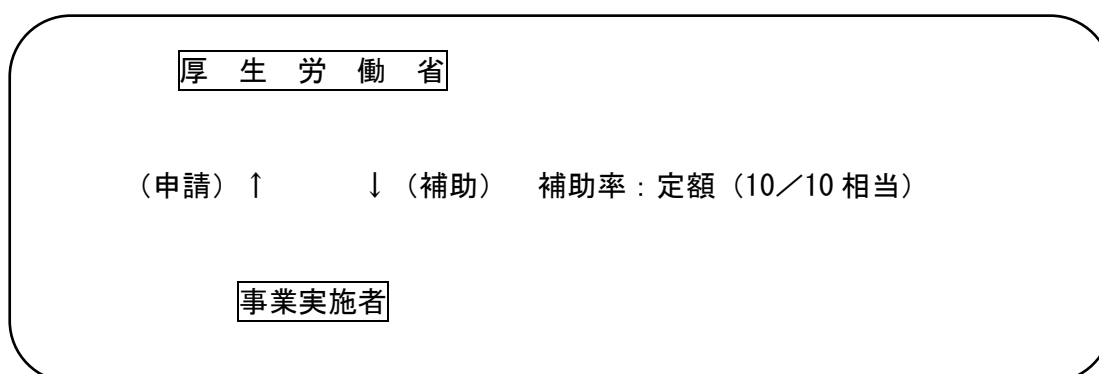
今後も、日本の医療機関を受診する外国人患者が増加すると思われる中、外国人患者が円滑に医療機関を受診するにあたり、医療機関だけではなく、地方自治体、観光事業者・宿泊事業者等が連携して、地域全体として、外国人患者の受入体制を構築する必要がある。

2. 事業目的

今後の外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を見据え、本事業では、更なる体制整備を効果的に行うため、関係者による議論の場（以下、「協議会」という。）における検討及び地域固有の実情や先進事例等を踏まえた都道府県における地域特性に応じた外国人患者受入れ体制の試行的モデルの構築を目的とする。

本事業を実施する都道府県（以下、「事業実施者」という）を選定するため、以下の要領で事業実施者の公募を行う。

※ 参考：交付スキーム



3. 本事業で対象となる事業実施者

都道府県

4. 事業内容

以下に示す取組み等を通じて、地域において外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を整備するための試行的モデルを構築するために事業を行う。

また、この他に外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制のモデルとなる取組みを追加して盛り込むことは可能とする。ただし、本事業における補助対象経費は後述の「6. 補助額等」の通り。取組みを追加して実施する場合は、必ず事前に厚生労働省医政局総務課と相談すること。

(1) 地域における外国人対応能力の向上のためのモデル構築事業

(具体的な例)

- ・ 協議会で策定した方針を市区町村や地域の医療・消防・多文化共生分野の関係団体、地域住民等に周知・共有する。
- ・ 地域における多言語化システムの先進事例の調査等を行い、医療通訳の派遣システムや電話医療通訳のシステムなどを含む地域の実情にあった多言語化のモデルシステムについて検討し、そのサービスの実証提供を行う。
- ・ 医療機関に対して、地域における医療通訳や多言語資料等に関する情報を提供するほか、地域内で外国人受入れに先進的な取組みを行っている医療機関等の院内見学や医療機関の外国人受入れ体制整備に関するセミナー、勉強会などを開催する。

(2) 本事業における取組内容や成果を報告書（電子媒体でも可）としてまとめ、事業年度終了時までに厚生労働省に提出すること。

5. 事業実施における留意点

事業の実施は、厚生労働省との緊密かつ協調的な連携体制の下で行うことが必要であるとともに、実施状況及び成果を逐次報告する必要がある。また、今後の外国人患者受入れ体制に係る施策立案のため、厚生労働省がデータの提供等への協力を依頼する場合がある。

6. 補助額等

(1) 補助対象

「4. 事業内容」の補助事業

(2) 補助対象経費

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行い、対象とする経費は本事業の実施に必要な、職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、旅費、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、会議費、雑役務費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料（非常勤）、委託費（これら費用に関するもの）に限る。

(3) 補助金額

(1) に要する経費の10/10相当；上限1件当たり6,849千円

7. 採択件数（予定）

5件

8. 事業期間

事業実施者として選定された日から令和3年3月31日

9. 応募者の評価

(1) 評価の方法

事業実施者の採択については、厚生労働省医政局総務課において、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に事業を担えると認められる応募者を事業実施者として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施する。

①形式評価

都道府県からの応募であることを確認し、都道府県以外からの応募については、②以降の評価の対象から除外する。

②書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

③ヒアリング

必要に応じて、申請者(代理も可能とする)に対して対面もしくは電話にてヒアリングを実施する。ヒアリングの実施に当たっては、応募が多数の場合は、書面評価等の状況を踏まえて、一部の応募者のみ実施する場合もある。なお、ヒアリングに応じなかった場合は辞退したものと見なす。

④最終評価

書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に事業実施者を選定する。

(3) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠(人員、経験、設備、資金)が示されているか。
- ② 事業企画内容が事業目的に合致しているか。
- ③ 効果的な事業内容となっているか。
- ④ 事業目的達成のために、創意工夫のある内容であるか。
- ⑤ 地域の医療提供体制や外国人患者受入れ体制の現状に配慮や工夫がされた内容となっているか。
- ⑥ 事業実施に当たって、関係者から必要な協力を得られる予定があるか。
- ⑦ 事業目的、内容に対し、事業スケジュールは具体的かつ妥当なものになっているか。

(4) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募者に対して通知する。なお、補助金については、事業実施者選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることになる。

10. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

以下の書類を提出期間内に1部提出すること。また、記入漏れ等無いようにすること。

①「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業企画書」

企画書には、以下の(ア)～(キ)の項目を盛り込むこと。

(ア) 具体的な事業内容及びそのスケジュール

(イ) 事業スキーム図(事業実施内容を1枚のパワーポイント等で図や絵を交えながらまとめたもの)

(ウ) 本事業を実施する事業実施者の組織体制

(エ) 事業に係る費用積算(別添1)(類似様式の添付でも可)

(オ) 現在応募者にて実施している類似事業(あれば)の概要

(カ) 管下の医療機関における外国人患者の受入れ状況や受入れ体制の整備状況

(キ) 外国人患者の受入れ体制に関する今後の方針

②その他必要な資料

(2) 応募方法

①提出方法 郵送(書留郵便に限る)とする。

②提出期限

令和2年10月30日(金)必着(到着の確認は応募者が行うこと。)

※ 提出資料一式の電子データを令和2年10月30日(金)17時までに下記メールアドレスに提出すること。

(提出先メールアドレス) kokusai-tenkai@mhlw.go.jp

③提出先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省 医政局総務課医療国際展開推進室

※ 封筒の宛名面に「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業」と朱書きにより、明記すること。

(3) 問い合わせ先

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

Tel : 03-5253-1111 (内線4108、4116、2678)

Fax : 03-3501-2048

以上

地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業 予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単価(円)	金額(円)	
職員諸手当(非常勤)				
非常勤職員手当				
旅費				
諸謝金				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
社会保険料(非常勤)				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
委託費				